



# 労基署便り 令和5年度 No.4

大河原労働基準監督署



## ◎ 令和5年労働災害発生状況（6月）

R5.5.8から新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したため、新型コロナウイルス感染症によるものを除きR4及びR5を掲載しています。

	大河原署管内			宮城局管内		
	R4	R5	前年比	R4	R5	前年比
<b>製造業 計</b>	24	10	-14	190 (2)	178 (2)	-12
食料品製造業	7	7	0	92	91	-1
機械金属製造業	9	1	-8	44	43 (1)	-1 (1)
<b>建設業 計</b>	11	11	0	137 (3)	123 (4)	-14 (1)
土木工事業	6	6	0	40 (1)	36	-4 (-1)
建築工事業	5	5	0	71 (1)	61 (3)	-10 (2)
その他の建設	0	0	0	26 (1)	26 (1)	0 (0)
<b>運輸交通業 計</b>	6	3	-3	178 (2)	156	-22 (-2)
陸上貨物運送業	6	1	-5	158 (2)	132	-26 (-2)
<b>商業</b>	15	15	0	229	198 (1)	-31 (1)
<b>社会福祉施設</b>	5	4	-1	98	93	-5
<b>全産業</b>	90	70	-20	1133 (8)	1051 (7)	-82 (-1)

※1休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数／※2機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。／※3陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和5年1月～6月において事故の型別の多いものから①転倒29%、②墜落・転落21%、③切れ、こすれ9%、④はさまれ、巻き込まれ9%の順。

## 「せんなん健康チャレンジウィーク2023」への参加について

今年度も、宮城県仙南保健所では、働く人の健康づくりの取組の一環として、大河原労働基準監督署と共催で「せんなん健康チャレンジウィーク2023」を9月1日から11月30日の間実施します。

3つのコースから1つ以上を選んでチャレンジしてください。取組開始1週間前まで（最終受付：令和5年10月31日（火））に、保健所ホームページ掲載の専用申し込みフォーム又は電子メール・FAX等でお申し込みください。今年度の最終受付は10月31日までです。事業場、施設、団体単位での申込みとなります。チャレンジ期間終了後、実施報告を提出していただいた施設には保健所長及び監督署長の達成証が交付されます。詳細は、宮城県仙南保健所（成人・高齢班）（TEL：0224-53-3120）にお問い合わせください。

コース名	項目	内容
(1) 健康情報提供	イ：健康情報ポスター掲示	保健所で作成したポスターを1種類以上ダウンロードして事業所内（施設内）に掲示します
(2) からだチェック *イ～ニのいずれか1つ以上を実施する	イ：塩分チェックシート活用	従業員等に塩分チェックシートを配布し、塩分摂取傾向を自己チェックするように呼びかけます
	ロ：歩数チェックシート活用	従業員等に歩数チェックシートを配布し、スマートフォンや歩数計等で測定した1日の歩数を記録するように呼びかけます
	ハ：禁煙チャレンジシート活用	従業員等に禁煙チャレンジシートを配布し、禁煙にチャレンジする人を募集し、禁煙の動機付けを行います
	ニ：体重チェックシート活用	従業員等に体重チェックシートを配布し、毎日の体重を記録するように呼びかけます
(3) からだにやさしい環境づくり *イ～ホのいずれか1つ以上を実施する	イ：受動喫煙防止対策推進	敷地内禁煙を終日実施します
	ロ：運動、健康機器設置	血圧計や体重計、バランスボール、ダンベル等を施設に設置して利用を呼びかけます
	ハ：ノー残業デー推進	定時退勤の日を設定し、健康づくりに取組みやすい雰囲気づくりを行います
	ニ：健康づくりイベント等実施	施設（団体）独自の健康づくりの取組等の実施を行います
	ホ：歩数アップチャレンジ参加	宮城県実施「歩数アップチャレンジ事業」に、事業所で参加します。（歩数アップチャレンジへの参加は別途申込が必要です）
		【歩数アップチャレンジ事業とは】 県内の同じ事業所内で3人1組のチームを作り、期間内の事業所内の1日の歩数を競い合う事業です。実施期間：10月1日から11月30日、申込期間：7月1日から8月31日。申込みは事業所単位、1事業所から何チームでも参加可能。（詳細は宮城県HPでご確認ください。）



宮城県

せんなん健康チャレンジウィーク2023

## 1. 熱中症の見分け方と応急手当

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない/汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

- ⚠️ いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え
- ⚠️ 専門知識がないと、熱中症か判断できない

救急車が到着するまで

作業着を脱がせ  
水をかけ全身を

すぐに119

急速冷却



宮城労働局ホームページ

熱中症特設ページ

「今すぐ使える熱中症ガイド」

より抜粋。

上の宮城労働局 HP にリンクがあります。ぜひご利用ください。

## 熱中症の予防には「暑熱順化」

暑さに慣れるまでは、  
十分に休憩をとる。

2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす。

数日間でも暑い作業から離れると、慣れの効果はなくなります。熱中症予防のために、お盆休み・夏休み明けは、暑さに慣れるまでは十分に休憩をとり、2週間ほどかけて徐々に身体を慣らしましょう。

## 「はたらきかたススめ特設サイト」公開中

厚生労働省では、適用猶予業種（トラック、バス、タクシー、建設業）の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ特設サイト」を開設し、建設業、運輸業が抱える課題や、課題の解消に向けて協力いただきたい内容について PR する動画を公開し、パンフレット等を掲載しています。

「はたらきかたススめ特設サイト」

今回は、適用猶予業種のうち、**建設業**についてご案内します。時間外労働については 36 協定の締結・届出が必要ですが、建設業は令和 6 年 4 月 1 日から時間外上限規制が適用されます。その場合の**時間外労働の上限は原則として月 45 時間・年 360 時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（**特別条項**）でも次の事項を守らなければなりません。①時間外労働が年 720 時間以内②時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満③時間外労働と休日労働の合計について 2～6 か月平均 80 時間以内④時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 回が限度⑤特別条項の有無に関わらず 1 年を通して常に時間外労働と休日労働の合計は月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内にしなければなりません。

なお、建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和 6 年 4 月 1 日以降も①時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満②時間外労働と休日労働の合計について 2～6 か月平均 80 時間以内、の規制は適用されません。※年 720 時間の上限及び時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 回が限度という規制は適用されます。

労働基準法第 33 条第 1 項の「**災害その他避けることのできない事由**」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等を行うことにより、36 協定で定める限度とは別に時間外・休日労働を行わせることができます。その場合、時間外労働の上限規制はかかりません。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

【ご案内】8月21日（月）に、当署では外部会場において転倒災害防止を主たるテーマとして研修会を行います。席をご用意できる場合がありますので、参加ご希望の場合、8月10日までに当署の安全衛生係にお問い合わせください。（事前申込制）